

その他



群内漁管第30000-1号

令和3年1月7日

群馬県公文書等管理委員会委員長 様

群馬県内水面漁場管理委員会

(蚕糸園芸課)

公文書管理規程の制定案について（諮問）

群馬県公文書等の管理に関する条例第10条第1項の規程に基づき、当委員会が設けることとされた公文書管理規定について、同条例第35条第2項の規程におり、制定案を諮問します。

群馬県内水面漁場管理委員会事務局

書記 鈴木 究真

電話：027-226-3095

FAX：027-243-7202

総管第30274-24号

令和3年2月18日

各実施機関の長 様

群馬県公文書等管理委員会委員長 村上 大樹

群馬県病院局公文書管理規程他13件の諮問について（答申）

令和3年1月8日付総管第30274-19号にて開催された公文書等管理委員会に諮問（群馬県警察の公文書管理規程除く）のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

(事務局)

総務事務管理課 文書係 上原、中下

(別紙)

公文書管理規程名	意見
1 群馬県病院局公文書管理規程	相当である。
2 群馬県議会事務局公文書管理規程	相当である。
3 群馬県教育委員会事務局等公文書管理規程	別表第2の「25 公文書の管理等に関する公文書」に、「特定歴史公文書等利用状況報告」を記載すべきである。
4 群馬県立学校公文書管理規程	相当である。
5 群馬県選挙管理委員会公文書管理規程	相当である。
6 群馬県人事委員会公文書管理規程	差し替え後（別表新規作成のため）の諮問案は相当である。
7 群馬県監査委員事務局公文書管理規程	相当である。
8 群馬県公安委員会公文書管理規程	知事部局の群馬県公文書管理規程案第48条第2項に相当する規定（保存期間が満了したときの措置に関する文書館長への随時助言求め）を設けるべきである。
9 群馬県労働委員会公文書管理規程	別表の「10 事務局長の事務引継書」の保存期間満了時の措置は、廃棄ではなく移管とすべきである。
10 群馬県収用委員会公文書管理規程	相当である。
11 群馬県内水面漁場管理委員会公文書管理規程	相当である。
12 群馬県企業局公文書管理規程	相当である。
13 群馬県公立大学法人公文書管理規程	相当である。
14 群馬県住宅供給公社公文書管理規程	差し替え後（別表新規作成のため）の諮問案は相当である。

◎ 群馬県内水面漁場管理委員会告示第〇号

群馬県内水面漁場管理委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松元平吉

群馬県内水面漁場管理委員会公文書管理規程

(趣旨)

第一条 この告示は、群馬県公文書等の管理に関する条例（令和二年群馬県条例第十五号。次条において「条例」という。）第十条第一項の規定に基づき、群馬県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）における公文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この告示において使用する用語は、条例及び群馬県公文書管理規程（令和三年群馬県訓令甲第〇号）で使用する用語の例による。

(事務局長の責務)

第三条 委員会の事務局長（以下「事務局長」という。）は、委員会における公文書管理事務を総括する。

2 事務局長は、常に委員会における公文書の取扱状況を把握して、公文書の進行管理に留意し、その所掌する事務が適切かつ円滑に処理されるよう努めなければならない。

(文書主任及び文書事務担当者)

第四条 委員会に文書主任及び文書事務担当者を置く。

2 文書主任及び文書事務担当者は、事務局長が委員会書記のうちから指定する。

3 文書主任は、委員会における次に掲げる事務を行うものとする。

一 公文書の審査に関すること。

二 公文書の処理の促進及び改善に関すること。

三 公文書の登録、整理、保管、保存及び廃棄に関すること。

四 文書ファイル基準表の作成に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、文書の取扱い（次項に規定する文書事務担当者の事務を除く。）に関すること。

4 文書事務担当者は、委員会における文書の收受、配布及び発送に関する事務を行うほか、文書主任の事務を補助するものとする。

(記号及び番号等)

第五条 施行する公文書には、委員会名、群内漁管の文書記号又は番号を付さなければならない。

2 告示及び指示については、例規簿を備えて、暦年ごとに一連番号を付して例規番号を定め、公布又は発令の年月日、件名その他の所要事項を記入しなければならない。

(公文書の文例、形式等)

第六条 告示、指示、達、公告その他の公文書の文例、形式等は、群馬県公文例規程（昭和三十二年群馬県訓令甲第一号）の例による。

(補則)

第七条 この告示に定めるもののほか、委員会における公文書の管理は、群馬県公文書管理規程の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 群馬県内水面漁場管理委員会事務規程（平成十八年群馬県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。
第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

令和2年度 カワウによる食害金額の推定

令和3年2月
蚕糸園芸課水産係

1. 推定結果

令和2年度	年間被害額	65百万円
令和2年度	年間被害量	68トン

2. 推定に用いる数値・計算式

(1) 計算式および季節区分

カワウによる食害金額の推定に用いる計算式は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成におけるカワウによる漁業被害金額の算定方法について（水産庁）」を用いる。

カワウ飛来数×日数×1日あたり捕食量(500g)×捕食魚種比率(重量比)×魚種別単価

また、季節毎の生息魚種が異なることから、金額は4月～9月と10月～3月に分けて計算するものとし、これに合わせてカワウの飛来数も季節変動を考慮した数値を用いるものとする。

(2) カワウ飛来数

漁場におけるカワウの飛来数は、群馬県漁業協同組合連合会が県内30箇所で行った生息状況調査の結果を使用する。調査結果は以下のとおりである。

調査時期	7月	9月	12月
羽数(羽)	312	247	465

カワウの数は、季節的な変動を考慮して以下のとおり算出する。

①アユが存在する4月～9月の飛来数は、7月と9月の平均値を用いる・・・280羽

②アユが存在しない10月～3月の飛来数は、12月の値を用いる・・・465羽

(3) 1日あたり捕食量

カワウの1日あたりの捕食量は、2(1)の計算式で示されている500g/日を用いる。

(4) 捕食魚種の比率

カワウは魚種の選択性はなく、利用した場所でその時に一番捕りやすい魚種を捕食しているとみられている。(特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き(カワウ編) 2013年環境省)

①4月～9月の捕食魚種の比率は、カワウの捕獲数が少なく胃内容物検査のデータが乏しいため、水産試験場において実施した試験池でのカワウ餌魚種選好性試験(注1)の結果を用いる。

○試験結果(捕食尾数の比率)

アユ 0.5、マス類 3.7、コイ類 9.2

○計算に用いる捕食魚種比率

捕食魚種比率は重量比を用いるものとし、捕食尾数比率に試験に用いた魚の平均重量を乗じて算出する。

(重量)アユ $0.5 \times 24.4g = 12.2g$ 、マス類 $3.7 \times 26.7g = 98.8g$ 、コイ科 $9.2 \times 45.7g = 420.4g$
合計重量 531.4g

(重量比)アユ 2.3%、マス類 18.6%、コイ科 79.1%

試験は上記3魚種で行われたが、実際の河川等においてはその他魚種も捕食されているため、冬期に実施した胃内容物検査による15.1%と同等程度のその他魚種が捕食されているものとし、前記比率を補正する。

アユ 2.0%、マス類 15.8%、コイ科 67.1%、その他魚種 15.1%

補食比率

アユ 0.02、マス類 0.16、コイ科 0.67、その他魚種 0.15

(注1)「カワウによる漁業被害防除技術の開発 平成20年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」研究報告書(独立行政法人 水産総合研究センター 2009)

② 10月～3月の捕食魚種の比率は、水産試験場で実施した平成20年度冬季(11月～2月)に捕獲されたカワウの胃内容物検査(36個体)(注2)の結果を用いる。

○胃内容物検査結果(重量比)

マス類 20.2%、コイ類 64.7%、その他 15.1%

○計算に用いる捕食魚種比率

マス類 0.20、コイ類 0.65、その他魚種 0.15

(注2)「群馬県内で捕獲されたカワウの外部形態形質と食性に関する調査」群馬県水産試験場研究報告 第15号(2009)

(4) 1kgあたり魚種別単価(平成29年度)

①アユ 2,700円

②マス類(ニジマス1,000円、ヤマメ1,500円、イワナ1,500円)平均単価 1,333円

③コイ類(ウグイ900円、コイ500円、ギンブナ500円、オイカワ900円)平均単価 700円

④その他魚種(ギバチ、ウキゴリ、カジカ) 1,500円

3 カワウによる食害量と金額の推定

(1) 魚種毎の食害量

食害量は、4月～9月(183日)と10月～3月(182日)に分けて算出する。

該当期間のカワウ飛来数×該当期間の日数×1日あたり捕食量×捕食魚種比率(重量比)

(2) 魚種毎の食害金額

年間食害量×魚種別単価

(3) 計算結果

魚種	食害量(kg)			魚種別単価 (円/kg)	食害金額 (円)
	4月～9月 (183日)	10月～3月 (182日)	計 (365日)		
アユ	511	—	511	2,700	1,379,700
マス類	4,092	8,463	12,555	1,333	16,735,815
コイ類	17,135	27,505	44,640	700	31,248,000
その他魚種	3,836	6,347	10,183	1,500	15,274,500
合計	25,574	42,315	67,889	—	64,638,015

カワウ生息数と被害額、被害量の推移

年度(平成)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
飛 来 数 (羽)	7月	641	435	760	814	467	598	419	775	624	325	376	199	312
	9月	954	659	431	877	1,393	846	1,615	1,203	1,071	718	328	356	247
	12月	791	870	1,187	971	509	944	1,037	1,167	521	712	999	784	465
	年平均	795	655	793	887	790	796	1,024	1,048	739	585	568	446	341
捕獲数(羽)	59	89	101	153	121	151	155	150	150	150	150	150	150	
被害額(百万円)	130	117	155	158	126	145	179	188	119	107	117	92	65	
被害量(トン)	151	129	162	166	134	152	187	197	125	113	123	97	68	



水産振興

水産係

第1 基本方針

本県の内水面漁業は、河川湖沼における釣りを主体とした河川湖沼漁業と、溜池、流水及び湧水を活用したコイ・マス類等の養殖漁業に大別される。令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5か年間の推進方策を示した「群馬県内水面漁業振興計画」に基づき、以下の施策を講ずる。

河川湖沼漁業については、漁業環境の悪化や多様化する釣り人の要望に対応するため、漁場を管理する漁業協同組合組織の強化や漁場の活性化を図る。

また、近年、河川で生息域を拡大し、アユやヤマメなどに大きな被害を与えることが懸念されているコクチバスの積極的な駆除を実施する。さらに、カワウによる漁業被害を抑制するため、広域的な追い払いや駆除等を促進し、水産資源の維持を図る。

河川湖沼の環境保全整備のため、漁場利用の適正化を図るほか、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等の防疫対策を推進する。さらに、機能していない魚道の改修や新設により河川の縦断的な連続性を回復し、アユをはじめとする遡河性魚類の資源回復を図る。

養殖漁業については、ぐんまの最高級ニジマス「ギンヒカリ」及び水産試験場が新たに作出した遊漁用ニジマス「ハコスチ」のPR活動等により、一層の消費拡大に努めるとともに、生産体制の充実を図る。

第2 事業の内容

1 漁業振興	18,302千円
(1) 河川湖沼漁業振興	10,457千円
ア アユ漁獲量増大対策	300千円
冷水病被害防止対策として放流種苗の保菌検査を実施し、保菌していないアユを放流することにより、冷水病のまん延を防止する。さらに、冷水病に強い新規アユ種苗の利用促進を図るために購入費を補助する。	
イ カワウ被害対策	1,662千円
カワウによる漁業被害を抑制するため、主に漁場での捕獲を促進するとともに、漁場に飛来するカワウのモニタリングを実施する。また、関東カワウ広域協議会や関係機関等と連携を図り、県内全域で生息実態の把握や一斉追い払い等を実施する。	
ウ コクチバス被害対策	4,050千円
水産資源に多大な被害を及ぼし、生態系にも大きな影響を与える魚食性魚であるコクチバスの駆除を奥利根湖、烏川、鏑川などで行い、生息数の増加と生息域拡大を阻止する。	
エ 水産資源保護増殖事業	3,565千円
東京電力（株）との協定（魚族補殖費）に基づき、受け入れた寄付金を財源として、ヤマメ、イワナ等の種苗放流を実施する。	
オ 水生生物とその生息環境の理解促進	500千円
河川湖沼における環境保全及び内水面漁業の振興について、多くの県民の理解促進のため、各地域の釣り教室等に補助を行う。	
カ 漁業協同組合の検査及び指導	45千円
漁業協同組合の健全な運営を図るため、水産業協同組合法に基づき業務及び財務上の検査並びに指導を実施するとともに、漁場管理などの技術指導を行う。	
キ 水産関係団体負担・研究会	335千円
日本水産資源保護協会の会費や会議参加費用等。	

(2) 内水面養殖振興		5,714千円
ア 水産関係団体補助	200千円	
(ア) 「安心・新鮮」ぐんまの養殖水産物消費拡大事業費補助		
県養鱒漁業協同組合が行う、生産物の安全対策及び増産と販売方法の改善につながる消費地対策等の実施に対して助成する。		
・事業主体：群馬県養鱒漁業協同組合		
・補助率：1／2以内		
イ ギンヒカリ等養殖振興等	514千円	
ギンヒカリ等の内水面養殖振興に関する情報収集や普及指導等。		
ハコスチの実証池を設置し、ハコスチ生産拡大を推進する。		
ウ コイヘルペスウイルス病対策	5,000千円	
コイヘルペスウイルス病の発生、まん延を防止するとともに、命令により罹患魚を処分した場合は生じた損害に対して補償する。		
(3) 養殖衛生管理		990千円
国及び関係都道府県と連携し、魚類防疫対策を推進する。水産用医薬品の適正使用の指導や残留医薬品検査を実施し、養殖魚の安全性を確保する。		
主な内容：疾病検査、防疫対策指導、魚体内医薬品残留検査		
(4) 内水面漁場管理委員会		759千円
委員会を開催し、漁業法に基づく漁業権に係る許認可事項及び漁業調整に関する知事からの諮問に対する審議・答申を行うとともに、内水面漁業に関し調査・協議を行う。		
(5) ググっとハコスチPRプロジェクト		382千円
釣り体験イベント等を行い、ハコスチの効率的なPR活動を推進する。		
2 漁場環境対策		8,095千円
(1) 漁場環境保全整備		8,095千円
河川湖沼における魚類等の生息環境の改善と漁場環境の整備を行う。		
ア 魚道改修工事等	8,008千円	
河川の縦断的な連続性を回復するために魚道の整備を行う。		
イ 保護水面管理	87千円	
水産資源保護法に基づき、保護水面に指定されている野反湖流入河川ニシブタ沢のイワナ資源を保護管理する。		